

談 話

本日、裁定委員会は、「有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件」について、申請を棄却する裁定を行った。

これは、有明海におけるノリ養殖、タイラギ漁等について、申請人らの被害（不作、不漁）は部分的には認め得るものの、それらと諫早湾干拓事業との因果関係は、高度の蓋然性をもって認めるには至らないとの理由によるものである。

すなわち、これは、干拓事業が有明海における漁業環境に対して影響を及ぼした可能性を否定するものではなく、有明海の環境変化の諸要因に関し、専門委員による調査・検討のほか、膨大な事件記録等を精査して、現地実測データ、数値シミュレーション結果その他客観的証拠や科学的知見の掌握に可能な限り努めたが、赤潮発生の一因ともなり得る海域での成層度の強化、赤潮の発生・増殖の機構等の重要な論点について、客観的データの蓄積や科学的知見の面でなお不十分であって、現時点では、因果関係の有無のいずれとも、一般人が疑いを差し挟まない程度の真実性の確信をもっては認定し得ないとの判断にとどまらざるを得なかったのである。

このような状況を踏まえ、今後、有明海を巡る環境問題について、国を始めとして、更なる調査・研究が進められて、的確な対策が実施され、かつてのような豊かな有明海の再生が図られることを念願するものである。

平成17年8月30日

公害等調整委員会委員長 加藤和夫